

学校法人徳洲会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人徳洲会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を神奈川県鎌倉市山崎1195番地 3 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、生命だけは平等だという理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し日々研鑽する医療人を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

湘南鎌倉医療大学 看護学部 看護学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上9人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうちから副理事長1人を理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任する時も同様とする。

4 理事のうちから常務理事1人を、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以内

(3) 学職経験者のうち理事会において選任した者 2人以上4人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の

職も失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者の制限)

第8条 この法人の役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員の任期)

第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事は除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、法人の業務全般について理事長を補佐する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数

の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第21条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、11人以上19人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上7人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 1人以上2人以内
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7人以上10人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第17条第3号の監査報告書を各事務所に備えおき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人徳洲会の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	鈴木 隆夫
理事	荒賀 直子
理事	木村 政之
理事	澤 宏紀
理事	内田 淳正
理事	神代 龍吉
理事	吹野 昭治
監事	保坂 慶太
監事	松本 正三
- 3 第25条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「学識経験者」と読み替えるものとする。

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
区 分		年 度		平成29年度	平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	合 計
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地		0	866,000	0	0	0	0	0	0	866,000
	(うち造成費)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	【校地無償借用 鎌倉市山崎字前田1330番36 680.00㎡ 借用期間 平成32年3月1日から20年間 貸主 医療法人沖縄徳洲会】										
	施設	基準内	8,391	328,413	581,302	1,946,450	0	0	0	2,864,556	
		基準外	1,680	65,733	116,351	389,590	0	0	0	573,354	
	設備	図書	0	0	31,160	11,132	8,217	0	0	50,509	
		校具・校具・備品	0	0	258,775	339	0	0	0	259,114	
小 計		10,071	1,260,146	987,588	2,347,511	8,217	0	0	4,613,533		
新設校の開設年度の経常経費						396,750				396,750	
合 計			10,071	1,260,146	987,588	2,744,261	8,217	0	0	5,010,282	

既設校からの転共用	施設	基準内		0 千円
		基準外		0 千円
	設備	図書		0 千円
		校具・校具・備品		0 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
申請前年度の寄附金収入	4,300,000千円	平成30年1月26日受領寄付金4,770,219千円のうち、平成29年度に校舎設計料10,071千円及び平成30年度に校地取得代金866,000千円、校舎建築費333,720千円と校舎設計料60,426千円をそれぞれ支出し、その残高3,500,002千円のうち3,029,783千円を設置財源に充当する。
申請年度の寄附金収入	710,282千円	平成30年9月14日受領寄付金1,200,000千円のうち、710,282千円を設置財源に充当する。
合 計	5,010,282千円	

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成29年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	0千円	10,071千円	1,270,217千円
二 運用財産	0千円	4,746,150千円	4,636,042千円
三 負債額	0千円	1,551千円	13,708千円
1 固定負債	0千円	0千円	0千円
2 流動負債	0千円	1,551千円	13,708千円
四 基本財産＋運用財産	0千円	4,756,221千円	5,906,259千円
五 純資産(四－三)	0千円	4,754,670千円	5,892,551千円

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	実 施 時 期	備 考
開設前 年度	校舎新築工事	鉄筋コンクリート4階建 神奈川県鎌倉市山崎1195-3	平成30年12月着工 令和2年2月完成予定	
	図書購入	図書他 6,103冊	令和2年3月以降納品予定	
	教具購入	IVスタンド他 2,457点		
	什器備品購入	インフォメーションスタンド 他2,764点		
	ソフト購入	学籍・教務ソフト 1式		
開設年度	図書購入	図書 3,110冊	令和2年4月以降納品予定	
	教具購入	速乾性手指消毒剤他196点	令和2年9月以降発注予定	
	教具購入	教具・校具等の充実	令和3年4月以降納品予定	
令和3 年度	図書購入	図書 2,035冊	令和3年5月以降発注予定	
	教具購入	教具・校具等の充実	令和4年5月以降発注予定	
令和4 年度	図書購入	図書・視聴覚教材の充実	令和5年5月以降発注予定	
	教具購入	教具・校具等の充実		
令和5 年度	図書購入	図書・視聴覚教材の充実	令和5年5月以降発注予定	
	教具購入	教具・校具等の充実		

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)		(単位 千円)			
科 目	年 度	開 設 年 度	開 設 2 年 目	開 設 3 年 目	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		170,000	320,000	470,000	620,000
手数料収入		15,100	15,200	15,300	15,400
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		5	6	8	13
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		320,000	470,000	620,000	620,000
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 170,000	△ 320,000	△ 470,000	△ 620,000
前年度繰越支払資金		2,752,477	395,322	462,007	641,893
収入の部合計		3,087,582	880,528	1,097,315	1,277,306
(支出の部)					(単位 千円)
科 目	年 度	開 設 年 度	令和3年	令和4年	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		259,824	297,396	314,824	315,823
教育研究経費支出		72,786	94,392	118,308	137,259
管理経費支出		5,140	11,516	12,290	13,250
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		2,336,040	0	0	0
設備関係支出		13,470	10,216	5,000	5,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
〔 予備費 〕		5,000	5,000	5,000	5,000
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		395,322	462,007	641,893	800,974
支出の部合計		3,087,582	880,528	1,097,315	1,277,306

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	開 設 2 年 目	開 設 3 年 目	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	170,000	320,000	470,000	620,000	
		手数料	15,100	15,200	15,300	15,400	
		寄付金	0	0	0	0	
		経常費等補助金	0	0	0	0	
		付随事業収入	0	0	0	0	
		雑収入	0	0	0	0	
		教育活動収入 計	185,100	335,200	485,300	635,400	
	支出	人件費	259,824	297,396	314,824	315,823	
		教育研究経費	125,186	155,142	179,358	198,609	
		管理経費	11,740	25,366	26,140	27,100	
		徴収不能額等	0	0	0	0	
		教育活動支出 計	396,750	477,904	520,322	541,532	
	教育活動収支差額			△ 211,650	△ 142,704	△ 35,022	93,868
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	5	6	8	13	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	
		教育活動外収入 計	5	6	8	13	
	支出	借入金等利息	0	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	
		教育活動外支出 計	0	0	0	0	
	教育活動外収支差額			5	6	8	13
経常収支差額			△ 211,645	△ 142,698	△ 35,014	93,881	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	0	
		特別収入 計	0	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	0	
		特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額			0	0	0	0
〔 予備費 〕			5,000	5,000	5,000	5,000	
基本金組入前当年度収支差額			△ 216,645	△ 147,698	△ 40,014	88,881	
基本金組入額合計			△ 3,451,380	△ 10,216	△ 5,000	△ 5,000	
当年度収支差額			△ 3,668,025	△ 157,914	△ 45,014	83,881	
前年度繰越収支差額			0	△ 3,668,025	△ 3,825,940	△ 3,870,954	
基本金取崩額			0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額			△ 3,668,025	△ 3,825,940	△ 3,870,954	△ 3,787,073	

(参考)

事業活動収入 計	185,105	335,206	485,308	635,413
事業活動支出 計	396,750	477,904	520,322	541,532